

■募集期間：令和5年11月20日（月）から令和5年12月20日（水）まで

提出者 6人

意見数 16件

意見No.	意見内容		修正の有無	回答
	ページ			
1	47	<p>(ウ) 二次電池等の安定した収集運搬体制の検討                      ……(省略)……                      そのため、二次電池を「もやせないごみ」ではなく資源ごみの1つとして回収し、廃棄物再生事業者において資源化することを検討します。</p> <p>[上記の件についての意見]                      危険性、リサイクルの観点からも早急に実施する必要があります。まずはパソコンのように持ち込みだけでも良いですから、具体的な実施時期を明記していただきたいと思います。</p> <p>[理由]                      現在のリチウムイオンバッテリーなど充電電池は紹介されている量販店などで事実上回収されていません。JBRCマークが付いているものしか回収しないと、そこで購入したものしか回収されないとか、そもそも回収箱も見ることがありません。                      すべてがスマホで処理される現在ではモバイルバッテリーの所有も普通で、多くは通販で購入されJBRCマークなどありません。使用頻度高く、寿命も長くないため、どんどん買い足されていきます。古い物は捨てるか保管しかありません。                      家での多量の保管は火災の危険もあるため、安全と環境・資源の確保からも早急に資源ごみとしての回収が必要と考えます。</p>	無	<p>リチウム蓄電池等の二次電池は、破損・変形により発熱・発火する危険性があり、多くの地域において収集車両や廃棄物処理施設で火災等が起きるなど、本市においてもその危険性に対する対策は喫緊の課題であると認識しています。                      また、御意見にもありますとおり、二次電池は多種多様なメーカー・製品が販売されていることから、販売店や製造事業者等での回収が困難であると考えています。                      本市としましては、二次電池の適切な収集・処理の方法を早期に検討し、具体的な内容が整いましたら、本計画に基づき各年度の事業内容を定める実施計画に記載するとともに、広報すずか等を通じて周知を図っていきたいと考えています。</p>
2	1	<p>【1 目的】                      2段落目の計画改定の背景に、食品ロス、プラスチック、SDGsに関することが社会情勢の変化として掲げられているが、44ページ以降の取組内容にはこれらに関する記載が乏しいように感じます。取組内容を充実させるか、あるいは、6ページの進行管理の一環（PDCAサイクルによる定期的な見直し、計画策定当初に見直しの予定としていた2023年度）であるからとしてはどうか。</p>	有	<p>御指摘を踏まえ、次のように修正いたします。</p> <p>そこで、本市としては、計画策定から5年が経ったことから、これまでの取組を評価・検証するとともに、この間、「食品ロスの削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、世界全体においてもSDGs達成に向けた様々な取組が進められるなど、こうした社会情勢の変化に対応するため本計画を改定します。</p>

3	20	<p>【イ 1人1日当たりのごみ排出量の実績】 5行目の冒頭に「その主な要因として」とありますが、「その」が何を指すのか不明です。</p>	有	<p>御指摘を踏まえ、次のように修正いたします。</p> <p>2022（令和4）年度は増加傾向が見られるが、その主な要因としては、家庭系ごみの減少率の低下と事業系ごみの増加が考えられます。</p>
4	48	<p>【（イ）不燃物リサイクルセンターの長寿命化改修】 3行目のSPC（特定目的会社）についても、PFIやBTOなどと同じように、欄外に注釈をつけて示した方がよいのではないかと。</p>	有	<p>御指摘を踏まえ、追記いたします。</p> <p>※3 SPC（Special Purpose Company 特定目的会社）：ある特定の事業を行うために設立される事業会社のことです。</p>
5	1～5 71	<p>第1章第1節基本的事項（特に「5 計画の位置づけ」の「（3）鈴鹿市総合計画2031との関係」での記述）で、まちづくり基本条例で言うまちづくりの視点（第9条）、基本構想等（第17条）との係わり（～将来都市像～ビジョン4～みんなの目標）が説明されておらず本計画の体系の中での位置づけが説明されていない。※ 市民にも分かるかたちで説明願います。</p> <p>※ まちづくり基本条例には総合計画という用語は無い（通名である）。17条では基本構想等という用語を用いている。そもそもこの段階から混乱を来している!!</p>	無	<p>本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされており、また、鈴鹿市まちづくり基本条例に基づきまちづくりの指針となる鈴鹿市総合計画2031の推進プランに位置付けています。</p>
6	6	<p>第2節 計画策定と進行管理の「2 進行管理」で、「…目標実現のために、PDCAサイクルにより施策の実行、評価を行い…」とある。記載にあるように計画は進行管理に重きが置かれ、目的管理（まちづくり基本条例の遵守）を喪失している。</p> <p>本計画の履行（進行管理+目的管理）を通して、 ①「対話と協働」 ②「市民の声を反映出来る組織づくり」 を市民にもわかるよう見える姿（証※）で示してください。</p> <p>※ 総合計画2023の4章1、2、3記載内容に沿った検証記録が参考ができる</p>	無	<p>本計画の目的は、本市の一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするもので、また、環境省が示すごみ処理基本計画策定指針において、市町村はPDCAサイクルにより継続的に自らの一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直しを行う必要があるとされており、本計画においても成果指標を定め、その達成に向けて総合計画の基本施策の中で進めていきます。</p>

7	69	<p>61ページで、公共下水道の基本計画区域面積3,624haの内、令和5年3月31日現在において処理区域面積2,314haしか整備が終わっていないとの説明がある。</p> <p>しかしながら、(1)公共下水道の推進 ア. 計画的な公共下水道の整備に2026(令和8)年度の整備完了を目指していくと書いてあります。過去の実績を踏まえると実現不可能な目標が定められていると思いますので、現実的な数字を定めるべきであると思います。</p>	無	<p>公共下水道の整備は、鈴鹿市上下水道事業経営戦略(改訂版)で令和8年度までは集中的に投資を行うものの「汚水処理人口普及率95パーセント以上」の達成を目標として基本計画区域を見直すこととしており、変更に必要な手続を行っていく予定です。</p> <p>令和8年度末には、鈴鹿市上下水道事業経営戦略(改定版)で投資目標として掲げた整備面積(累計)を達成し、公共下水道の整備を完了できるよう進めていきます。</p>
8	—	<p>・生ごみ堆肥化事業の拡大希望 鈴鹿市に住む人の生ごみが全て堆肥化されたら、焼却にかかるエネルギーも減ります。生ごみ処理機などの助成はありますが、プラスで燃えるゴミ削減に力を入れた事業を展開してほしいです。 私は家でキューロを使用して生ごみを土に還しています。</p>	無	<p>本市では、ごみの減量化を推進するため、1992(平成4)年より生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入費の助成金事業を実施しています。</p> <p>生ごみを減らすことは、ごみの減量化はもちろん、焼却過程で消費される燃料等が削減されることによる廃棄物処理施設の延命化や環境負荷の軽減に繋がるといった様々な効果が期待されます。そこで本市では、今回の計画改定において、生ごみの水切りの推進を重点施策とし、生ごみに含まれる水分を減らすことで、これらの効果に繋げていきます。</p>
9	—	<p>・リサイクル率をもっと上げてください。 上勝町ゼロ・ウェイストセンター(why-kamikatsu.jp)&lt;<a href="https://why-kamikatsu.jp/">https://why-kamikatsu.jp/</a>&gt; こちらに行ったことはないですが、鈴鹿市のどこかの自治体で小さくはじめてほしいです。そこから見えてくること、環境に負荷のないゴミ処理方法を具体的に実行してほしいです。</p>	無	<p>本市では、市内の小売店などが自主的に行っている資源物の店頭回収の情報を、本市のホームページを通じて広く市民に周知を図る「鈴鹿市資源回収協力店」制度を令和5年6月から開始しております。</p> <p>このように、行政だけで資源化に取り組んでいくのではなく、事業者等の様々な主体と協力し、市域全体で資源化に取り組んでいきます。</p>
10	8	<p>1. 「2 人口動態」について (1)説明文中に、計画期間中における高齢化の推移を記述したほうが良いのではないかと、廃棄物の課題から切り離せないと考えます。</p>	無	<p>廃棄物処理に伴う課題は市全体として捉えていることから、人口動態は市民全体での推移を記載することとし、高齢化の進展に伴う課題への対応は各施策の中で検討・実施していきます。</p>
11	37～38	<p>1. 「社会情勢上における課題」について (1)「(3)高齢化社会への対応」で“ごみ出し支援を進めている地域づくり協議会を支援するとともに”との記述がある点について。</p> <p>① 地域でのごみ収集などは自治会が関係するところであるのに、自治会を取り上げていないのはなぜでしょうか。</p>	無	<p>御指摘を踏まえ、次のように修正いたします。</p> <p>そのため、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、行政の役割と、生活支援と生きがいの創出による介護予防を目的として、互助の取組の中でごみ出し支援を進めている地域づくり協議会やごみ集積所の管理を担っている自治会を支援するとともに、高齢者等の生活支援を行う福祉サービスの担い手や団体からごみ出しへの意見を聞き取り、福祉部局と連携し、継続して検討する必要があります。</p>

12	37～38	② ごみ出し支援だけでなく、同じ自治会の中でも高齢化の進む組があるなどの変化もあり、拠点回収のあり方についても検討の時期と考えるため、その点を記述したほうが良いと考えます。	無	地域のごみ集積所に自力でごみ出しが困難な高齢者等の世帯が増加してきていることは課題として捉えており、その課題解決に対しては、P47の施策内容「効率的な収集運搬体制の構築」の中で、地域の課題を把握し、検討していきます。
13	37～38	③ 地域づくり協議会の方の中には、このような部分まで担えないというご意見をお持ちの方もいらっしゃいます。それを無視して記載することは住民負担につながるため、見直すことを意見します。	無	地域づくり協議会が抱える課題はそれぞれで異なることから、ごみ出し支援を地域の課題として捉え、その課題解決に取り組む地域づくり協議会に対して支援していきます。
14	37～38	(2) 課題に「(4) 自治会未加入者や外国人住民への対応」を追加するべきでしょう。 ① 自治会未加入者が増えつつある現状、ごみ収集の課題は行政側も大きな課題として考えるべきです。その課題への取り組みを、行政内で整理して行動する必要があることを記載するべきです。	無	自治会未加入者のごみ収集の課題については認識しており、この問題は全国的な課題となっておりますことから、先進的な自治体の情報収集を図りながら、P47の施策内容「効率的な収集運搬体制の構築」及びP50の「ごみ集積所管理運営の連携」の中で検討していきます。
15	37～38	② 定住される方ばかりではなく、社宅的に戸建て住宅などに居住する外国人の方が増えている現状、自治会、地域住民の方だけでは対応しきれない場面も増えているでしょう。その点を記載するべきです。	無	外国人市民に対し、本市のごみの分け・方出し方などの周知を図っていくことは大変重要と考えており、現在も自治会や地域の方々と情報を共有しながら周知に努めているところです。その上で、今後も施策内容のうち、P50の施策内容「多言語化」及び「やさしい日本語」と「ごみ集積所管理運営の連携」の中で対応していきます。
16	51	1. 「エ 地域との連携」について (1) 37-38への意見でも述べている点ですが、支援だけでなく、同じ拠点回収のあり方も含め、柔軟に収集のあり方を検討する点を記述すべきです。	無	地域の集積所に自力でごみ出しが困難な高齢者等の世帯が増加してきていることは課題として捉えており、その課題解決に対しては、P47の施策内容「効率的な収集運搬体制の構築」の中で、地域の課題を把握し、検討していきます。